

若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和 3 年 10 月 26 日 (火) 地域整備課
10 月 27 日 (水) 農林建設課
- 2 実施場所 役場 3 階 全員協議室
- 3 監査の方法と
範囲 (1) 地域整備課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述
等を求めて実施した。
 - ① 主な事業の進捗状況等について
 - ② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
 - ③ その他、所管に関すること(2) 農山村整備課の所管事務のうち、次の事務について職員から口
述等を求めて実施した。
 - ① 主な事業の進捗状況等について
 - ② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
 - ③ 有限会社若桜農林振興に関する各種補助金関係及び若桜町精
米施設の状況について
 - ④ その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - 所管する工事や事業の進捗よく状況は適当か。
 - 契約の履行が確実に行われているか。
 - 随意契約による理由は適正か。
 - 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
 - 検査、検収は確実に行われているか。
 - 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。ま
た、それらの内容は適正か。

5 監査の結果

- (1) 3 (1) ①のうち、若桜・赤松地区簡易水道統合事業について、今年度に予定していた事業に着手できない又は遅れが生じる可能性がある旨を聞き取った。国の採択、内示が遅れていることが大きな理由とはいえ、総事業費 10 億円以上の大型重要事業であり、施設統合に向けた整備事業計画に沿って早期実施に向けて対処されたい。
- (2) 3 (1) ②のうち、栃原小学校線改良工事について、現年度分及び繰越分ともに道路拡幅等に係る用地買収の難航などが課題となっており、事業が進捗していない旨を聞き取った。事業執行を目標として掲げている限り、できるだけ長期化しないよう継続して努力されたい。
- (3) 3 (2) ③について、有限会社若桜農林振興の育成をはじめ、経営、実施する事業等がより良い方向性を見出せるよう、引き続き町の指導、協力、支援に当たっていただきたい。
- (4) 3 (2) ①②④について、特に指摘事項なし。

以上